

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成27年5月11日付け衛生第21-22号で行った「平成25年4月1日～平成27年3月31日 四日市保健所における犬猫の引取りについて、引取事由が記入された台帳」の部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成27年4月30日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成27年5月11日付けで行った部分開示決定について、これを取り消すことを求めるものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が不服申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号）第1-4「法第35条第1項本文又は第3項の規定により引き取った犬又は猫について、引取り又は拾得の日時及び場所、引取事由並びに特徴を台帳に記入すること。」により作成された台帳である。実施機関が開示決定した「動物引取願」には、引取事由が記入されていない。
- (2) 「動物引取願」には個体を識別する記号番号等がなく、引き取った犬猫がどのように処分されたのか、判明が困難な状態になる。そのため、他に台帳が存在するはずである。
- (3) 所有者不明の犬猫の命を預かるにあたり、持ち込みの経緯を詳しく聞き取り、その記録を保管することは、当然の業務である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が不開示理由説明書及び口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示請求にあたり、異議申立人から「所有者不明の犬又は猫を対象とする」旨の申出があった。
- (2) 動物引取願中、「所有者の判明しない犬及びねこ」の部分が引取事由の記載であり、これを綴ったものを台帳とみなして管理を行っている。
- (3) そのため、実施機関は「平成25年4月1日から平成27年3月31日までに受け付けた動物引取願」を開示すべき行政情報として特定した。
- (4) 本件行政情報には、届出者の氏名、住所、電話番号及び印影が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2項第2号の規定により当該部分を不開示とした。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の特定について

ア 申立人の主な主張は、部分開示された行政情報について、申立人が開示を求めた行政情報ではないとの趣旨であると思われるため、まず、この点について検討を行った。

申立人が、「平成25年4月1日～平成27年3月31日 四日市保健所における犬猫の引取りについて、引取事由が記入された台帳」の開示を求めたのに対し、実施機関が部分開示決定の対象とした行政情報は「平成25年4月1日～平成27年3月31日 引取り事由が記入された以下の文書 動物引取

願（132枚）」（以下「本件行政情報」という。）である。

当審査会において本件行政情報を調査したところ、当審査会が一見して明らかに「引取事由」と理解できる内容の記載はなかった。

イ 当審査会が、この点について実施機関に対し説明を求めたところ、その説明内容は概ね次のようなものであった。

①「動物引取願」は、所有者の判明しない犬及び猫の引取りの際に使用される様式であり、飼い犬及び飼い猫の場合は、別に様式がある。

②飼い犬及び飼い猫の引取りの際に使用される「飼い犬・猫引取願」には、「飼養できなくなった理由」の欄があり、これが引取事由にあたる。

③「動物引取願」は、そもそも所有者の判明しない場合に使用されるものであるから、引取事由としては、所有者の判明しない犬及び猫を拾得したという事由以外は考えられない。

④そのため、「動物引取願」の様式中、「所有者の判明しない犬及びねこ」の部分が引取事由の記載に該当すると解釈しており、これを綴ったものを台帳として管理している。

⑤また、実施機関が所有者の判明しない犬及び猫を引き取った後は、「動物引取願」その他の文書にしたがって、当該犬及び猫の保管、処分等を行っている。

ウ 実施機関が「動物引取願」を台帳とみなして管理していること、及び「動物引取願」の様式中、「所有者の判明しない犬及びねこ」の部分が引取事由の記載に該当すると解釈していること（以下「本件解釈」という。）は、非常に分かりにくいものではあるが、実施機関が実際に行っている実務の取扱いをも考慮すれば、かかる解釈も理解できないではない。

したがって、当審査会は、「動物引取願」を部分開示の対象として特定した実施機関の判断は、妥当であったと考える。

(3) 本件行政情報の部分開示決定について

ア 条例第7条第2項第2号（個人情報）の意義について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報を包括的に不開示とすることを定めたものである。

イ 条例第7条第2項第2号（個人情報）の該当性について

本件行政情報のうち実施機関が不開示とした部分は、届出者の氏名、住所、電話番号及び印影である。当該情報は特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2項第2号本文に該当する。

したがって、本件行政情報に含まれる届出者の氏名、住所、電話番号及び印影について不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 付言

当審査会の意見は以上のとおりであるが、5(2)ウで触れた実施機関の本件解釈を、申立人に交付された部分開示決定通知書から読み解くことは極めて困難である。

したがって実施機関においては、開示手続に際し、行政情報の特定における実施機関の解釈について、より親切な説明を心掛けるとともに、決定通知書においても、行政情報の特定に至る実施機関の解釈が開示請求者において理解できるよう、より親切な記述を心掛けられたい。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 7月24日	・ 諮問書受理
平成28年 2月 5日	・ 実施機関に対し、諮問書に関する不開示理由説明書の提出依頼
平成28年 2月19日	・ 実施機関から不開示理由説明書受理
平成28年 2月26日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成27年度第9回審査会合議体)
平成28年 3月 1日	・ 異議申立人に対し、不開示理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成28年 3月28日	・ 異議申立人から意見書受理
平成28年 3月28日	・ 異議申立人の口頭による意見陳述及び審議 (平成27年度第10回審査会合議体)
平成28年 4月22日	・ 審議 (平成28年度第1回審査会合議体)
平成28年 5月23日	・ 審議 (平成28年度第2回審査会合議体)
平成28年 6月10日	・ 答申

経緯 (参考)

平成27年 5月 1日 行政情報開示請求
 平成27年 5月11日 行政情報部分開示決定
 平成27年 6月30日 異議申立て